

社会福祉法人福鳳会 役員等報酬規程

(目的等)

第1条 この規程は、社会福祉法人福鳳会(以下「当法人」という)定款第9条および第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

2 この規程で常勤役員等とは、当法人を主な勤務場所とする役員等をいい、それ以外の役員等を非常勤役員等という。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、報酬の上限は別表第1のとおりとする。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職記念品相当額を支給するものとし、退職金は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職記念品相当額を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

2 役員等に対する退職記念品相当額は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額。ただし、支給月数は、法人の業績に応じて、各支払期ごとに理事会の決議により変更することができる。

(3) 退職記念品相当額については、別表第3に定める額

(4) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規定に準ずる額

(5) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

2 常勤役員等の報酬については勤務状況に応じて減額することができる。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 退職記念品相当額については、別表第5に定める額

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第6の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、報酬の区分に応じて次の各号に定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月10日(月末締め翌月10日支払い)とする。ただし、その日が休日に当たるときは、前日となる。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

(3) 退職記念品相当額については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給するものとし、継続して再任される役員等には、退任後に委嘱期間を通算した算定額を支給する。

(4) 報酬及び賞与の支払は、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 非常勤役員等の退職記念品相当額については、任期満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内に支給するものとし、継続して再任される役員等には、退任後に委嘱期間を通算した算定額を支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 5 0 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て、別に定めることとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 平成 5 年 4 月 1 日制定「社会福祉法人福鳳会 役員の費用弁償に関する規程」は平成 29 年 3 月 31 日に廃止する。
- 3 平成 23 年 1 月 31 日制定「社会福祉法人福鳳会 役員等報酬・退職金規程」は平成 29 年 3 月 31 日に廃止する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬金額
理事長	月額 500,000円
業務執行理事	月額 450,000円
理事 ^{注)}	月額 400,000円

注) 理事には、職員を兼務する理事を含まない。

別表第2（常勤役員等の賞与）

6月分賞与	報酬月額×支給月数 1.8か月
12月分賞与	報酬月額×支給月数 2.0か月

別表第3（常勤役員等の退職記念品相当額）

	委嘱期間	金額
理事長記念品相当額	任期（2年）	50,000円
理事・監事記念品相当額	任期（2年）	10,000円

別表第4（非常勤役員等の報酬）

（1）理事長

	報酬金額
非常勤理事長	月額 250,000円

（2）業務執行理事

	報酬金額
非常勤業務執行理事	月額 250,000円

（3）評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

（4）理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

(5) 監事

	日 額
理事会及び評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円
監事監査指導報酬等	50,000円

別表第5 (非常勤役員等の退職記念品相当額)

	委嘱期間	金 額
理事長記念品相当額	任期 (2 年)	50,000円
理事・監事記念品相当額	任期 (2 年)	10,000円
評議員記念品相当額	任期 (4 年)	20,000円

別表第6 (職員兼役員の報酬)

	報酬金額
理事兼務	月額50,000円